

令和 7 年度 福島大学基金研究推進事業助成による成果報告書

令和 7 年 9 月 25 日

学 長 殿

所属部局・職名
教育推進機構・特任准教授

申 請 者 名

鈴木 あい

<p>助成の区分 (該当するものに○)</p>	<p>学会発表助成・学術出版助成・学術論文発表助成</p>
<p>研究活動名</p>	<p>Patterns and Predictors of Cyber Fraud Victimization: Testing Routine Activity Theory and General Theory of Crime in Japan (インターネット利用詐欺被害を予測する要因：日本における日常活動理論と犯罪の一般理論の検証)</p>
<p>成 果 の 概 要</p>	<p>先行研究においては、日常活動理論 (routine activity theory) で説明可能な要因とセルフコントロールの低さが、インターネット利用詐欺被害を予測することを示唆している。一方、インターネット利用詐欺被害リスクに関する日本における知見は乏しい。また、インターネット利用詐欺被害者が、被害後にオンライン上での行動を変容させたかどうかについて検証した実証的研究は存在しない。</p> <p>本研究は、全国規模で実施されたインターネット利用詐欺被害に関する社会調査のデータを利用し、他の先進国におけるインターネット利用詐欺被害者の特性を説明するのに利用されている日常活動理論と犯罪の一般理論 (general theory of crime) の日本での適用可能性、そして、インターネット利用詐欺被害者の被害後の行動変容について検討した。最小二乗法による分析の結果、日本における日常活動理論と犯罪の一般理論は、日本におけるインターネット利用詐欺被害を予測する要因を説明するうえで有効であることが示された。このことは、犯罪学における新たな知見を提供するものである。また、インターネット利用詐欺被害者のうち、被害後に自らの行動を変えた者はごく少数であることが示された。このことから、反復被害を含めたインターネット利用詐欺被害の防止においては、インターネット利用者に対して、予防行動を促す取り組みが求められていると言える。</p>